

伊方原子力発電所異常時通報連絡公表要領 新旧対照表

改正後					改正前				
第1条～第6条 省略					第1条～第6条 省略				
附 則 この要領は、令和3年8月4日から施行する。									
別表					別表				
1 発電所に係る異常の発表及び経過の通報連絡の場合					1 発電所に係る異常の発表及び経過の通報連絡の場合				
種類	区分	内 容	公 表 時 期		区分	内 容	公 表 時 期		
			報道機関	県ホームページ 閲 覧			報道機関	県ホームページ 閲 覧	
出力設備の 点検	A	(1) 協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態が発生したとき (2) その他次に掲げる社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態が発生したとき ア 発電所の周囲地域で震度5弱以上又は発電所で20ガル以上の地震を観測したとき イ 労働災害等により救急車の出動を要請したとき ウ 異常な音を発生したとき又は蒸気の異常な放出をしたとき エ 油、薬品等が敷地外に異常に漏えいしたとき。 (周辺環境に影響を与えないものを除く。) (3) その他特に重要と認められる事態が発生したとき	直ちに公表	直ちに掲載	A	(1) 協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態が発生したとき (2) その他次に掲げる社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態が発生したとき ア 発電所の周囲地域で震度5弱以上又は発電所で20ガル以上の地震を観測したとき イ 労働災害等により救急車の出動を要請したとき ウ 異常な音を発生したとき又は蒸気の異常な放出をしたとき エ 油、薬品等が敷地外に異常に漏えいしたとき。 (周辺環境に影響を与えないものを除く。) (3) その他特に重要と認められる事態が発生したとき	直ちに公表	直ちに掲載	
	B	(1) 管理区域内における設備の異常が発生したとき (2) 発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化があったとき (3) 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限が、一時的に満足されないと判断されたとき (4) その他重要と認められる事態が発生したとき	通報連絡後 48時間以内 に公表	通報連絡後 48時間以内 に掲載	B	(1) 管理区域内における設備の異常が発生したとき (2) 発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化があったとき (3) 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限が、一時的に満足されないと判断されたとき (4) その他重要と認められる事態が発生したとき	通報連絡後 48時間以内 に公表	通報連絡後 48時間以内 に掲載	

	C	A及びB以外の事項	毎月10日に前月分を公表(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)	毎月10日に前月分を掲載(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)	C	A及びB以外の事項	毎月10日に前月分を公表(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)	毎月10日に前月分を掲載(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)	
核物質防護に係るもの	PP	核物質防護に影響がある事態が発生し、その事態の脆弱性が解消されたとき	公表可能な段階で速やかに	掲載可能な段階で速やかに					
<p>2 発電所の設備の異常の原因と対策の報告の場合</p> <p>毎月10日(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日)に、前々月に通報連絡のあった異常に係る原因と対策の報告を公表する。</p> <p>ただし、緊急に公表する必要があるもの及び原因調査に時間を要するものについては、公表時期を変更するものとする。</p>					<p>2 発電所の設備の異常の原因と対策の報告の場合</p> <p>毎月10日(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日)に、前々月に通報連絡のあった異常に係る原因と対策の報告を公表する。</p> <p>ただし、緊急に公表する必要があるもの及び原因調査に時間を要するものについては、公表時期を変更するものとする。</p>				

[異常時通報連絡の公表文（様式1-1）]

\_\_\_\_\_ について

原子力安全対策推進監  
(内線 2352)

[異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象		有 ・ 無 [評価レベル]
県の公表区分		A ・ B ・ C ・ <u>PP</u>
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無 [漏えい量]
異常の概要	発生日時	年 月 日 時 分
	発生場所	1号・2号・3号・共用設備
		管理区域内 ・ 管理区域外
種 類	・設備の故障、異常 ・地震、人身事故、その他 ・ <u>核物質防護</u>	

[異常の内容]

本日 時 分、四国電力㈱から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1
- 2
- 3

[異常の原因及び復旧状況]

(原因判明及び復旧状況に応じて記載する。)

(伊方発電所及び周辺の状況)

原子炉の運転状況	1号機	廃止措置中
	2号機	廃止措置中
	3号機	運転中(出力 %)・停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値 ・ 異常値
周辺環境放射線の状況		通常値 ・ 異常値

[異常時通報連絡の公表文（様式1-1）]

\_\_\_\_\_ について

原子力安全対策推進監  
(内線 2352)

[異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象		有 ・ 無 [評価レベル]
県の公表区分		A ・ B ・ C
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無 [漏えい量]
異常の概要	発生日時	年 月 日 時 分
	発生場所	1号・2号・3号・共用設備
		管理区域内 ・ 管理区域外
種 類	・設備の故障、異常 ・地震、人身事故、その他	

[異常の内容]

本日 時 分、四国電力㈱から、別紙のとおり、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1
- 2
- 3

[異常の原因及び復旧状況]

(原因判明及び復旧状況に応じて記載する。)

(伊方発電所及び周辺の状況)

原子炉の運転状況	1号機	廃止措置中
	2号機	廃止措置中
	3号機	運転中(出力 %)・停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値 ・ 異常値
周辺環境放射線の状況		通常値 ・ 異常値